

中央大学・通信教育部機関誌『白門』編集委員会と著者の許諾を得て、『白門』第66巻・2014年12月号・13～24頁所収の菊地重秋氏の論文「我が国における重大な研究不正の傾向・特徴を探る（2014）」（PDF版）を参考資料として掲載いたします。なお、著者から下記の訂正（正誤の指摘）がありましたので、お知らせします。（2015年1月）

—訂正—

『白門』第66巻・2014年12月号・20頁なかほど

（誤）「2009年に学位を取り消された」

（正）「2009年に告発され2010年に学位を取り消された」

以上



\*\*\*\*\*

定めている。その内容は多岐に渡るが、主なポイントは、研究機関の管理責任の明確化、共同研究における個々の研究者の役割分担と責任の明確化、代表研究者の責任の強化、若手研究者（トレイニー）への支援助言の推進（メンター配置など）、研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上（研究機関・大学・研究資金配分機関において）、研究不正の調査手続き等の整備促進・整備状況の点検、罰則強化、などである。新ガイドラインの適用は2015年4月1日からで、新ガイドラインに基づく体制整備など「集中改革期間」を設定する意向である。報道によれば、文部科学省は、米国の研究公正局のような部署「研究公正推進室」（仮称）を設ける方針だという。恐らくそこが担当して、大学等の機関から研究不正が確認された事例を提出させ、一覧化して公開する意向だと思われる。もしそうであれば、今までの調査や報道では殆ど明確になっていない動機についても、不正対策・未然防止に有用なので、ぜひ調査するようにお願いしたい。

さて、以下では、拙稿（文献5）を部分的に書き直して、そこで示した我が国における重大な研究不正（捏造・偽造・盗用）98事例に、文献7の追加事例、及び、最近の報道事例を追加した合計133事例について、どのような傾向・特徴が見出せるか、改めて検討したい。これらは、1998年から2014年前半までの事例で、古い事例などの調査は今後の課題である。本稿が結果として研究倫理の促進・研究不正の未然防止の参考になるならば幸いである。

### 重大な研究不正の事例リストについて

本稿では、重大な研究不正の事例リストは、紙面の制約から割愛せざるを得ないが、その大部分は文献5と7で確認できる。これら133事例は、明確に「研究不正なし（シロ認定）」とされたものは含まないが、懲戒処分・論文撤回・特許申請取り下げ等があったものは「不正（クロ認定）」の事例、それ以外や調査中のものは「未決着（グレー認定）」の事例と考えて、リストに含んでいる。これらの事例では、例えば職位や人数や年齢などが不明な場合があるので、以下の数値は概数である。

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

## 事例リストから得られた 10 個の表と考察

表 1 は、133 事例について、どのような研究不正が認定されたか（疑われているか）示している。一つの事例で複数の不正が数えられている場合があるので、延べ件数は 144 件である。表 1 では盗用が 5 割以上もあるが、その理由は、いわゆる「コピペ」（コピーして貼り付ける）が今日では一段と容易になったので盗用を誘発しているためだ、と思われる。既に論文として発行されていれば利用したくなるだろう。しかし最近では、論文をネット上で公開することが多くなったし、論文検索も普及してきたので、盗用の被害者からすれば気づきやすいはずである。実際、不正疑惑の指摘（告発）は被害者による場合が目立っている。

表 1：重大な研究不正の種類と事例件数

研究不正の種類	件数 (件)	割合 (%)
捏造	31	23.3
偽造 (改竄)	17	12.8
盗用 (剽窃)	72	54.1
その他 (調査中等)	24	18.0
合計 [延べ]	133 [144] 件	100%

次の表 2 は研究不正の主犯格の職位などの数と割合を求めたものである。共同正犯のような事例もあるため、件数 133 より 10 人多い 143 人となっている。白楽氏（文献 9、関連して文献 10 と 11 も参照せよ）は、米

表 2：重大な研究不正の主犯格の職位と人数

職位など	人数 (人)	割合 (%)
名誉教授	2	1.4
教授 (客員等を含む)	52	36.4
助教授、准教授	22	15.4
講師 (専任講師)	7	4.9
助手、助教	11	7.7
研究員 (各種)	9	6.3
大学院生、学部生	16	11.2
不明・その他	24	16.8
合計	143 人	100%

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

国では地位が高い研究者ほど不正が少ないが、対照的に、日本では地位が高いほど不正が多い、と指摘している。(米国では若手が研究不正発覚により排除されるので、地位が高い研究者ほど不正が少なくなる、と推察される。)本稿でも、我が国の傾向は白楽氏の指摘と同様であり、懸念される。というのは、若手研究者(トレイニー、大学院生等)にとって教授(メンター、指導者格の研究者)は手本であり、そのもとで育成されるからである。

主犯格が大学院生等の若手の場合、指導教員が指導・監督(メンタリング)責任を問われることが多い。しかし、表3では主犯格の量刑に注目している。例えば学位取り消しと懲戒解雇が重複するような事例(重複9.8%)があるため、合計は14人増えて延べ157人である。

重大な研究不正でポストを維持できなかった研究者の割合は、懲戒解雇と論旨解雇と自主退職・引責辞職を合計すると約30%であるが、その一方で、無処分は約12%もある。白楽氏も指摘しているが、我が国では重大な研究不正に対する量刑にかなりのバラツキがある。標準的量刑を公的に検討して定める時期が来ていると思われる。

なお、研究者の生産物である論文・著作は、重大な研究不正があれば、価値を否定されて撤回・絶版となるのが一般的である。機関の発表や報道では半数以上が撤回・絶版であるが、不正認定の場合、最終的に大部分が撤回・絶版となっている、と思われる。

表3：重大な研究不正に対する量刑

懲戒処分等の量刑	人数(人)	割合(%)
懲戒解雇(相当)	24	16.8
論旨解雇(相当)	7	4.9
自主退職・引責辞職	12	8.4
停職・出勤停止等	18	12.6
戒告・訓告・訓戒	6	4.2
嚴重注意	7	4.9
除名(学会等)	2	1.4
学位の取り消し	12	8.4
調査中	17	11.9
処分検討・不明・他	35	24.5
無処分	17	11.9
合計[延べ]	143 [157]人	100%

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

次の表4は、不正が最初に報道された（発覚した）頃の主犯格143人の年齢分布を示している。年齢が不明の学生・大学院生は20代に振り分けている。表4で、年齢が不明な28人を除いた115人の平均年齢を求めると約48歳（48.3歳）である。研究不正の発覚（告発）までの平均年数（後掲）は約6年（5.9年）なので、平均的には42歳頃が不正行為誘発のピークだ、と思われる。

若手の研究不正は、機関側が若手を保護する傾向があるため、余り公表されない、と思われる。とは言え、表4の分布を見ると、40代と50代を頂点とする平坦な山となっていることから、研究倫理の促進は研究者全体（全年齢層）の課題である、と理解できる。

表4：重大な不正行為者の年齢の分布

年齢	件数（人）	割合（%）
～20代	11	7.7
30代	20	14.0
40代	30	21.0
50代	30	21.0
60代	20	14.0
70代～	4	2.8
不明	28	19.6
<b>合計</b>	<b>143人</b>	<b>100%</b>
平均年齢	48.3歳	

次の表5は、専門分野別の重大な研究不正の分布を示している。専門分野が分かりにくい場合もあるので概観である。白楽氏は、「教授、55

表5：専門分野別の重大な研究不正の分布

専門分野	件数（件）	割合（%）
医学系（医歯薬学）	44	33.1
理工学系	25	18.8
人文・社会科学系	49	36.8
教育学系	7	5.3
農学	2	1.5
その他（不明含む）	6	4.5
<b>合計</b>	<b>133件</b>	<b>100%</b>
バイオ系・医学系	56件	42.1%

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

歳以上、バイオ系・医学系」が多いので、当てはまる場合は要注意である、と指摘している。本稿でも、同様の傾向が認められるが、人文・社会科学系も多い。これは、盗用（コピペ）が誘発されやすく、かつ、発覚しやすいためだ、と思われる。

次の表6は、ある事例の報道記事が初めて出た（発覚した）年の事例件数を示している。増加傾向が見て取れるが、発覚率の変化は不明（未検討）である。表6から見て、不正告発への留め金（裏切り意識・抵抗感など）は2006年頃までに外れた、と思われる。セクハラやアカハラと同様に、問題事例が増えれば増えるほど機関の対応が進むはずだが、結果として、意識はなかなか変えられないだろうし、加えて、2015年度から国・文科省が一段と対策を強化しても直ちに効果が現れるわけでもないだろうから、少なくとも当面は、重大な研究不正の事例は余り減らない、と思われる。

表6：重大な研究不正の発覚（告発）年

発覚年	件数（件）	割合（％）
1999年まで	2	1.5
2000年	2	1.5
2001年	3	2.3
2002年	3	2.3
2003年	4	3.0
2004年	6	4.5
2005年	3	2.3
2006年	9	6.8
2007年	12	9.0
2008年	11	8.3
2009年	12	9.0
2010年	6	4.5
2011年	12	9.0
2012年	23	17.3
2013年	11	8.3
2014年（1～9月）	14	10.5
合計	133件	100%

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

### 平均寿命 5.9 年・半数発覚時間 4 年

次の表 7 は、論文等が印刷・発行されてから疑惑の指摘などにより重大な研究不正が発覚するまでの年数（いわば「寿命」）を示している。表 7 では件数「0」のところは省略している。

発覚までの年数が 2 番目に長かったのは、東北旧石器文化研究所の副理事長が石器などを捏造した事例で、寿命は 26 年である。この事例が全国的に注目されて連日のように報道された結果、研究分野が同じ別府大学・聖嶽洞穴遺跡調査に関心が集まり、最初の発掘調査から 39 年も

表 7：重大な研究不正発覚までの年数

年数	件数 (件)	割合 (%)
0～1 (未満)	17	12.8
1～2	15	11.3
2～3	19	14.3
3～4	14	10.5
4～5	13	9.8
5～6	7	5.3
6～7	4	3.0
7～8	7	5.3
8～9	4	3.0
9～10	4	3.0
10～11	4	3.0
11～12	1	0.8
12～13	3	2.3
13～14	4	3.0
14～15	3	2.3
15～16	1	0.8
16～17	1	0.8
17～18	1	0.8
21～22	1	0.8
22～23	1	0.8
24～25	1	0.8
26～27	1	0.8
39～40	1	0.8
不明	6	4.5
<b>合計</b>	<b>133 件</b>	<b>100%</b>

127 件の平均 = 5.9 年

\*\*\*\*\*



\*\*\*\*\*  
経って、出土物の管理がずさんで捏造判定は困難（学術的価値なし）という決着となった。

合計133件のうち不明6件を除いた127件の平均寿命は5.9年である。満6年までに発覚したのは85件（63.9%）である。133件の半分は66.5件であるが、表7から、満4年までに半分（65件、48.9%）が発覚しているので、半数発覚時間は約4年と見積もることができる。

### クラウド査読の時代

一般に、注目されている研究分野ほど、研究者数が多い研究分野ほど、研究不正の寿命は短い、と思われる。2014年の事例で考えれば、理研・STAP細胞研究問題の場合、世界的に非常に注目され、クラウド査読（ネット査読）により論文発表直後から疑問が指摘され、発表から1年も経たないうちに論文撤回となった。この事例は、クラウド査読による重大な研究不正の告発（発覚）を強く印象づけた訳だが、クラウド査読の我が国における最初の事例は、恐らく、東京大学の助教（トルコ人）が2009年に学位を取り消されたうえ懲戒解雇処分相当とされたケースである。その後もクラウド査読による告発が何件も行われて成果を収めた。我が国でも「クラウド査読の時代」が遅くとも2009年頃から始まっていた訳である。

報道（発覚）事例は氷山の一角であるとすれば、真の平均寿命や半数発覚時間は、ずっと長いのもかもしれない。しかし、既にクラウド査読の時代に入っているので、平均寿命も半数発覚時間も徐々に短くなる、と予想される。加えて、量刑は強化傾向であるから、不正は抑制される、と予想される。もし、研究不正の動機・目的の調査と、それに応じた対策も進むならば、いっそう抑制されるはずである。

### 専門分野別、年齢層別、職位別にみた分布

次に、専門分野別、年齢層別、職位別の分布（表8～10）を見ることにしよう。以下の三つの表で〔延べ〕は、捏造や盗用が重複している場合を重複カウントした数である。表8を見ると、人文・社会科学系や教

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

育学系の場合は盗用が中心である。それとは対照的に、実験系の場合（医学系、理工学系）は捏造・偽造が多い。表9と表10は類似の傾向を示している。つまり、若手は蓄積が少ないので盗用に走る傾向があるが、

表8：専門分野別分布 (単位：件)

専門分野	捏造	偽造	盗用	その他	合計 [延べ]
医学系（医歯薬学）	17	13	8	13	44 [51]
理工学系	8	4	8	7	25 [27]
人文・社会科学系	4	0	44	1	49 [49]
教育学系	1	0	6	1	7 [8]
農学	1	0	1	1	2 [3]
その他（不明含む）	0	0	5	1	6 [6]
<b>合計</b>	<b>31 件</b>	<b>17 件</b>	<b>72 件</b>	<b>24 件</b>	<b>133 [144] 件</b>
バイオ系	23 件	15 件	9 件	18 件	56 [65] 件

表9：年齢層別分布 (単位：人)

年齢	捏造	偽造	盗用	その他	合計 [延べ]	盗用*
～20代	2	0	6	3	11 [1]	5
30代	5	4	13	1	20 [23]	5
40代	15	5	10	3	30 [33]	9
50代	10	4	14	6	30 [34]	9
60代	2	2	13	4	20 [21]	10
70代～	0	1	3	0	4 [4]	2
不明	3	3	14	9	28 [29]	4
<b>合計</b>	<b>37 人</b>	<b>19 人</b>	<b>73 人</b>	<b>26 人</b>	<b>143 [155] 人</b>	<b>44 人</b>

(注)「盗用\*」欄の数値は人文・社会科学系だけの人数（=件数）である。

表10：職位別分布 (単位：人)

職位など	捏造	偽造	盗用	その他	合計 [延べ]	盗用*
名誉教授	0	0	2	0	2 [2]	1
教授（客員等を含む）	10	7	26	12	52 [55]	18
助教授、准教授	6	1	14	3	22 [24]	11
講師（専任講師）	5	2	0	3	7 [10]	0
助手、助教	4	3	7	0	11 [14]	0
研究員（各種）	2	4	2	2	9 [10]	1
大学院生、学部生	2	0	10	4	16 [16]	8
不明・その他	8	2	12	2	24 [24]	5
<b>合計</b>	<b>37 人</b>	<b>19 人</b>	<b>73 人</b>	<b>26 人</b>	<b>143 [155] 人</b>	<b>44 人</b>

(注)「盗用\*」欄の数値は人文・社会科学系だけの人数（=件数）である。

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

ベテランは蓄積が豊富になって引き出しが充実するため分布が平坦になる、と考えられる。そして、年齢を重ねて研究活力が落ちてくると再び盗用に傾く傾向も見て取れる。しかし、この理解は単純すぎるかも知れない。もう少し詳しい分析、例えば、専門分野別・年齢層別の分布や、専門分野別・職位別の分布は、今後の課題としたい。

### まとめ：盗用予防が優先課題、そして研究倫理運動を

本稿は、拙稿（文献5）を部分的に書き直したもので、もともと技術者倫理の授業で利用するため新聞記事等をまとめたものである。そのため、授業での活用を考える必要があるが、様々な分野の研究倫理促進の参考になるかも知れない。

まず、全体として（人文・社会科学系は特に）盗用が多いので、その未然防止が研究倫理促進の優先課題である。教育面（授業など）では、論文・レポートの書き方の指導の際に、引用の良い例や、盗用と見なされるような悪い例を、実例も利用して、分かりやすく具体的に示すことが必要である。同様に、例えば学会誌・専門雑誌の投稿規定（手引き等を含む）では、推奨される場合、盗用と認定される場合などを具体的に説明する必要がある。グレーゾーンもあるから、冊子にまとめて全会員に配布し、また、学会ホームページ等にもダウンロードできるPDFとして掲載することとし、加えて、説明会・講習会を定期的に開催し、冊子内容の定期的見直しを行うことが望ましい。そのようにしてもらえば、授業でも利用できるもので、たいへん有り難い。

実験系の場合、どちらかと言えば、盗用よりも捏造・偽造の対策の方に力を入れる必要がある。なお、理研・STAP細胞研究問題で気づかされたように、実験ノートの目的・取り方・所有権など、実験ノートに関するルール確認（整備）も重要な課題である。関連して特に医学系や理工系では、実験再現性を確認せずに特許申請して良いのか、どのような場合に大学院生など実験担当者を特許申請者に加えるか等、特許に関する問題点の洗い出しやルール確認も必要である。

若手（トレイニー）は教授らを指導者（メンター）として手本にするの

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

で、教授らの事例件数が多いことは非常に懸念される。メンター格の研究者層が積極的に研究倫理を学び、この面でもトレイニー層を指導する「研究倫理運動」が求められている。

本稿の論点ではないが、様々な研究分野に共通する研究倫理規範（ルール）をまとめ、共通テキストを作るという課題も指摘したい。我が国で研究倫理・研究不正がクローズアップされるようになったのは比較的最近であり、大学教育などでルールが教科書の形で整備・徹底されていないので違反を誘発している、と思われるからである。

大学等の機関の発表や新聞報道では、研究不正の動機・目的が指摘されないのが普通で、また、公的研究資金を使っているのに不正行為者の名前・職位・年齢などが伏せられている場合も多い。公表の仕方にもバラツキがあるので検討課題だと思われるが、とりわけ動機・目的は、今後は必ず調査・発表して、研究不正防止・研究倫理促進に活用すべきである。

### 文献と注記

- 1) 菊地重秋「我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観—新聞報道記事から（その1）—」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第9号 283-291（2009）。正誤の注記：表2の脚注の「表1」は正しくは「表2」である；表3の脚注の「表2」「表1」は正しくは順に「表3」「表2」である；表4の脚注の「表3」「表1」は正しくは順に「表4」「表2」である。また、表2～4の出典記事の記載が不適切なので、下記文献5で訂正した。
- 2) 菊地重秋「我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観—新聞報道記事から（その2）—」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第10号 283-296（2010）。表2～4の出典記事の記載が不適切なので、下記文献5で訂正した。
- 3) 菊地重秋「我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観—新聞報道記事から（その3）—」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第11号 185-198（2011）。
- 4) 菊地重秋「我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観—新聞報道記事から（その4）—」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第12号 217

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

-230 (2012)。

- 5) 菊地重秋「我が国における重大な研究不正の傾向・特徴を探る—研究倫理促進のために—」『IL SAGGIATORE』No. 40, 63-86 (2013)。本稿は、  
<http://www.jsa.gr.jp/committee/kenri>  
からダウンロードできる (当分の間)。
- 6) 菊地重秋「我が国における研究不正 (ミスコンダクト) 等の概観—新聞報道記事から (その5)—」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第13号 193-206 (2013)。
- 7) 菊地重秋「バルサルタン臨床研究不正疑惑などについて—重大な研究不正の事例リストの部分的改訂—」『IL SAGGIATORE』No. 41, 72-93 (2014)。本稿は、  
<http://www.jsa.gr.jp/committee/kenri>  
からダウンロードできる (当分の間)。
- 8) 菊地重秋「我が国における研究不正 (ミスコンダクト) 等の概観—新聞報道記事から (その6)—」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第14号所収 (2014年12月発行予定)。
- 9) 白楽ロックビル『科学研究者の事件と倫理』講談社 (2011)。
- 10) 松澤孝明「わが国における研究不正 公開情報に基づくマクロ分析 (1)」『情報管理』第56巻第3号 156-165頁 (2013)。
- 11) 松澤孝明「わが国における研究不正 公開情報に基づくマクロ分析 (2)」『情報管理』第56巻第4号 222-235頁 (2013)。

\*\*\*\*\*